

◇ 会計参与とは

Q : 会社法では、会計参与という機関が新たに設けられたそうですが、会計参与とはどのようなことを行うものなのですか？

A : 会計参与は、中小会社の決算書の信頼性を高めることなどを目的とするもので、設置は任意となっています。

【解説】

会社法では、会計監査人を置けない中小会社のために、取締役と共同して決算書類の作成を行うことにより計算書類の信頼性を高める会計参与制度を導入することとしました。これにより、中小会社の決算書は信憑性の高いものになりますので、投資や融資が行われやすくなるものと思われます。

〔会計参与の職務〕

会計参与の職務内容は、次のとおりです。

- ① 計算書類の作成
- ② 株主総会における説明義務
- ③ 計算書類の保存
- ④ 計算書類の開示その他、計算書類の作成に必要な権限を有します。

〔会計参与の選任等〕

会計参与は、定款の定めによって設置することができ、選任は株主総会で行います。員数に制限はありません。

会計参与になれるのは、税理士又は公認会計士に限られています。

〔会計参与の任期〕

任期は、原則として、選任後2年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとされています。

